

様式第1号（第5条関係）

使用団体登録変更・廃止届

年 月 日

（あて先）三鷹市長

下記のとおり使用団体登録の（変更・廃止）を届け出ます。

団 体 名		登録番号	
変 更 内 容		<input type="checkbox"/> 代表者の登録内容 <input type="checkbox"/> 連絡先の登録内容 <input type="checkbox"/> 使用施設の登録変更 <input type="checkbox"/> 登録者（団体登録名簿に記入されている方）	
区 分		変 更 前	変 更 後
代 表 者	氏 名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所	〒	〒
	メ ー ル ア ド レ ス		
	電 話		
	F A X		
	携 帯 電 話		
	勤 務 先 ・ 学 校 等		
連 絡 先	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	携 帯 電 話		
使 用 施 設			

【裏面に登録者変更があります。】

No	区分	変更前	変更後
登録者	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		
	氏名		<input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 変更
	住所		
	電話番号		

※登録者変更欄が足りない場合はコピーをして記入してください

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申請者	住所
	氏名
	電話
団体	名称
	代表者名

使用団体登録カード再交付申請書

下記の理由により、使用団体登録カードの再交付を申請します。
記

登録番号			
理由	<input type="checkbox"/> 毀損		
	<input type="checkbox"/> 汚損		
	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他	日時	年 月 日 時頃
		場所	
	状況		

※該当する理由に☑し、必要事項を記載してください。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

申請者	住所
	氏名
	電話
団体	名称
	代表者名

三鷹市多世代交流センター施設使用願い

下記のとおり、施設の使用を申請します。

記

使用日時		
使用施設		
使用予定人数		
使用要件	三鷹市多世代交流センター条例施行規則取扱要領第10条第1項第 号に該当	
使用目的 できるだけ詳しく お書きください。		
設備及び器具		
当日会場責任者	住所	
	氏名	電話

※上記枠内に必要事項を記入してください。

※行事又は講座等を開催する場合は、事業概要がわかるものを添付してください。

※申請の目的以外で使用しないでください。

※本使用願いの申請期間は、使用を希望する日の属する年度の11月1日以後（第11条の規定による抽せんに要する期間（使用を希望する日の3月前の1日から15日まで）を除く。）です。

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

三鷹市長

三鷹市多世代交流センター施設使用承認書

下記のとおり、施設の使用を承認します。

記

使用日時	
使用施設	
使用予定人数	
使用要件	三鷹市多世代交流センター条例施行規則取扱要領第10条第1項第 号に該当
使用目的	
設備及び器具	
条件等	

※予約日の3月前の1日より前の期間は、やむを得ない事情により、予約日の変更又は取り下げをいただく場合があります。

（備考）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。